

地方行政委員會議録第三十五号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君

理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君

理事 吉田 重延君 理事 中井 徳次郎君

唐澤 俊樹君 木崎 茂男君

瀬田 彌三君 櫻内 義雄君

渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君

中嶋 太郎君 堀内 一雄君

丹羽 兵助君 堀内 一雄君

山崎 巖君 山中 貞則君

加賀田 進君 川村 義義君

五島 虎雄君 坂本 泰良君

櫻井 奎夫君 門司 亮君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席府政務委員 早川 崇君

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治庁財政部長) 後藤 博君

總理府事務官(自治庁財政部長) 柴田 護君

委員外の出席者 専門員 岡地 与四松君

四月十二日

委員原彪君辞任につき、その補欠として坂本泰良君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第八一五号)
地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

○大矢委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、各案を一括議題とし質疑を行います。亀山君。

○亀山委員 この機会にちょっとお伺いしたいと思いますが、起債の問題につきまして、最低額をたしか七十万円と押えられておるやに聞いておるのでありますが、簡易水道等におきましては、私が申し上げるまでもなくいろいろな事情がありまして、七十万円より下の起債を要望しておる町村が非常に多いように聞いております。そこでこの最低額の制限をあくまで厳重になさるか、あるいは今のような特殊の事情があれば、七十万円以下の起債でありましてもこれをお認めになるか、その点を一つはつきりとお答えをお願いしたいと思います。

○後藤府政務委員 三十三年度の起債を各団体別に、最低限度の起債のワケをきめまして、町村分を七十万円といましておつたのであります。七十万円の場合に、簡易水道がはずれるというところがございますので、これはレア・ケースとして一応私どもは七十万

円以下でもつけるという建前にいたしたのであります。将来簡易水道等で少額の場合にもやはり同じような方針で行きたいと思ひます。

ただ全体的に市町村の起債の最低限度は幾らにしたいか、こういう問題との関連がございますので、一般原則といたしましては七十万ないしせいぜい百万くらいを起債の単位にするのが、現在のところ適当だと考えまして、また起債の手続等も煩瑣でありますし、償還年限等からみ合ひを考へてみますると、百万円くらいがいいのじゃないか、こういうふうにも考へられるのであります。特殊なものにつきましては、やはり特殊な取扱ひをいたしたいと思ひます。災害については五十万円くらいのものもやっております。簡易水道等特殊なものにつきましては、レア・ケースとして取り扱つていきたいというふうに考へております。

○亀山委員 そういふ御方針であれば、それを各府県並びに市町村に示していただきたい。御答弁だけではどうも満足です。各町村ではその点を誤解をして、七十万円以下の起債はもう自治庁では認められぬというふうに解釈しているのです。そのようにレア・ケースとして認めるということであれば、その点を地方に通達なさる意思があるかどうか、それをお伺いしたい。

○後藤府政務委員 それはレア・ケースでありますから、レア・ケースとしての取扱ひをいたしたいと思つております。通達で出しますと原則的なもの

になつて、むしろ補助金を少くして負担を少くするという弊害が逆に出てくるのじゃないかと思ひます。従つて補助金はたっぷりつけてもらつて負担額を多くすれば、当然起債のワケは多くなるのであります。それがやはり原則的な考え方でありまして、むしろそれではない切れないような特殊な場合についての取扱ひでありますから、その辺は現在別にそういうふうな通達をする考へはございません。レア・ケースのある地域は大体きまつておりますので、その地域だけに十分話しておけばいいのではないかと考へております。

○亀山委員 今、後藤財政部長は非常に要領のいい答弁をされましたが、そういうふうなお考へが地方じゃわからないのです。七十万円以下の起債は自治庁では相手にしてもらえぬ、こういうふうな都合だから、その点はある程度今の御答弁のような趣旨を、何か適当な方法で伝えていただかぬと、てんで初めからだめだと思つて申請しない。それは簡易水道の普及からいへば大へん困るのです。それはおっしゃる通りに、下手に通達すれば工合が悪いかもしれないが、何か知恵をしぼつて適当な方法で周知せしめていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○後藤府政務委員 関係の課長に説明するような場合にはもちろん申し上げます。しかし通達となりますと、これを幾らでも起債が認められるということ

になりますと、今度は逆にそつちの方が原則になつて変態な傾向が出てくる可能性があると思います。私どもはそれをおそれておるのであります。それは地方団体からいいますと、たつぷり補助金をつけてもらつた方がいいのでありますから、補助金をちびつて、負担額も少くして、起債のワケも少くする、こういう考へ方にならないような方法でもつて、地方の指導をしていきたいと考へております。もちろん起債の許可方針を説明する場合には、レア・ケースとしてそういう場合には認めるのであるということ、明確に説明をし、指示いたしたいと考へております。

○亀山委員 これに関連して、少しいやな問題ですけれども、今年度の水道の起債の許可について自治庁と厚生省とで多少ごたごたしたように聞いているのですが、自治庁が水道に御熱心なことはけつこうだと思ひけれども、ある程度は主務省である厚生省の指導権というか、それを認められる方がいいと思ひますが、その点はどう考へになりますか、鈴木次長にお伺いしたい。

○鈴木(後)府政務委員 水道の關係は、事業それ自体につきましては、御指摘のように厚生省あるいは建設省が所管をしておるわけでございます。自治庁としてはそれに対する起債の問題が直接的に關係があるわけでございますが、厚生省との間では、私どもとしてもできるだけ事業の所管省の立場としての御要望の意見を取り入れて、起債

の許可をするようにして参りたいと思
います。ただ水道につきまして、たと
えば市町村の合併の關係でございま
すとか、あるいは財政上の見地でござ
いますとか、そういうものをにらみ合
まして、その事業が實際でできる事業
であるかどうかということで、自治庁と
しましては、判断をするわけでありま
す。厚生省の御意見をできるだけ、そ
ういう原則のもとに取り入れて参りた
いと考えておるのでございまして、今
回御指摘のようなことは若干交渉過程
におきましては、いろいろございまし
たが、最後はよく釈然として、厚生省
の意向も私どもといたしましては、十
分に反映させたつもりでございます。

○**亀山委員** これは水道起債だけではありませんが、一体に大蔵省の起債の許可の申請手続というものは実に錯雑なんです。これはわれわれ市町村当局から聞きまして、起債に関する手続が現在のように繁雑というか、窓口の多いことはまことに遺憾千万だと思つてです。それで私は大臣にお願いしたいのであります。さういふ起債をこの際何とか簡素化していただいて、今の窓口をもう少し整理していただきたい。これはむしろ大蔵当局において願つてお願いしたいと思つておりますが、現在は各地方所在の財務部出張所それから財務局それから府県、自治庁、実は大へんなんです。私どもは錯雑というのは事務を慎重にされるということであれば、これはまた別でありますけれども、一種のお参りをさせるようなことになっておる。町村財政というものを知つておるのは自治庁です。それが府県外に財務部出張所からまた財務局へ行つて、それからまた東京へ来れ

ば、自治庁と大蔵省と両方に陳情しなければならぬ。これは大臣もよく御存じだと思いますが、大へんに錯雑なんです。そして市町村の旅費の大部分を占めているのは起債許可の申請のための陳情なんです。これを一つすみやかに是正をお願いしたいと思います。大臣いかにお考えになりますか。

○太田國務大臣　亀山委員のお言葉の通りに、私もそのことを痛切に感じておりました。雑談的ではございましたが、大蔵大臣にも、特に大蔵省の出先機関などが私の聞いた限りでは、財務局においても半分くらいは起債の關係で役人が出てくるということをお聞きしておるけれども、とんでもないことだ、しかしこつちの方に改むべきものがあるれば改めるが、何とかこういう問題は根本的に考えようじゃないかとさへ申し上げた次第でございます。どういふふうにしたならば、いいかという実体の問題を考えまして、この問題を解決したい、こう考えております。

○亀山委員　今の大臣のお言葉で私も非常に満足するのでございますけれども、はなはだ勝手でございますが、この国会会期中に一つ大蔵当局とお話を願ひまして、一応われわれにお示し願へば何より幸いだと思うのであります。実際これはるる申し上げませんけれども、大へんに繁雜な手續なんです。どうか一つ善処方をお願いしたいと思います。

○太田國務大臣 お言葉の通りに善処したいと思ひます。問題は行政機構の改革と關係を持つておりまして、出先機關の問題が先回つておりますが、この間もそのことを閣議の席で申し上げて、役所自体の費用の重なることもそ

うですが、国民全体にいろいろな迷惑をかけることにもなるので、早くやらなければならぬということを主張しておいた次第でございます。ただはつきり期間を切つて、この会期中ということはお引き受け申してもできない場合がございますが、私は精一ぱいの努力をするつもりでございます。

○門司委員　今の問題ですが、これはつい二、三年前に、実は大蔵省の出先のそりしたものを整理をするという法律案を議会に提案しまして、そうして三年くらい前から、実はこれをしないで延ばしておったことがあるのであります。ところが大蔵省からは逆に今度は出先の機構を強くするという案を出してきて、法案が二つかち合つて両方とも引つ込めないような事情で、長い間この委員会と大蔵委員会との間に問題があったのであります。問題は法律で行政機構の改革のときにこれをなくしてしまふということも一つの方法でしょう。しかし問題は、今亀山委員か

からお話のありましたように、地方の水
道一つこしらえようとしても、気苦労
が非常に大へんなんです。県なら県の
出張所に先に話すがいいか、あるいは
大蔵省の出先に先に話すがいいかとい
うことまで苦労しておる。先に県の出
張所に行くと、大蔵省にやつてもらつ
たらいいじゃないかと言う。うっかり
県の地方課に行つてそっちの話が進ん
でおると、起債の額をきめるのはおれ
の方なんだからおれの方が知らなけれ
ばだめだと言うので弱つておる。問題
になりますのは、行政上の処置として
そういうものについての手続の順序で
す。だから何も大蔵省はあとから話を
すればいい筈合いのものであつて、先

に出先が出てきてとやかく言う筋合いじゃないと思う。だからできれば当面の処置として手続の順序をこういうふうにすれば、大蔵省はこれでいいのだということにでも取り扱いを願いますねと、なかなかこれは片づかぬと思うのです。法律でやめてしまえば一番あつさりしておりますけれども、なか

なかむすかしい。大蔵省にもやはり言
い分がありまして、こっちで廃止する
ような法案を出す、向うから逆に権
限を強くする法案を出してきてなか
かまとまらない。そういう点について
大臣はどうですか、行政上の処置でそ
ういうめんどろなことをしなくてもい
いのだというように、お話し合いが事
務当局で願えばいいのじゃないかと
思う。厚生省は厚生省で持つていく、
建設省は建設省で持つていく、それか
ら自治庁に持つていく、どの役所にど
ういう話をするかということで、うっ
かり順序を誤まっておると、方々でへ
そを曲げられて、いつまでも認可され

ないというのが実情なんです。そういう場合には、政府内部で全部の話し合いをしてもらって、手続はこういうふうにするのだということで、地方の自治体に御迷惑をかけないように行政上の御配慮をお願いしたいと思います。

○太田国務大臣 亀山委員、門司委員のお話は私もそのように思います。ことに御注意は手続問題ということでございしますが、金融という立場から大蔵省は実は少し行き過ぎるくらいじゃないかという態度をとられる場合がある。たとえば再建債の問題などについても、なかなかやかましいといいますが、丁寧といいますが、親切過ぎるようなことがあるようにございします。

金融の面からいって監督は、それは必要でございましょうが、実体を扱うところは自治庁であり、あるいはその他の実際にその金を使うところでございまして、総額としての国の財政あるいは金融の建前からの点は大蔵省がやってもいいのですが、それをどうも行き過ぎるようなことをする場合もちやく

ちよく耳にいたしますので、やはり手続はどこまでも実体を取り扱うところをやつて、金融の面からだけ考えても、らうようにするのがこの問題の筋道じゃないかと思ひます。私はそういうふうな心がけておりますが、そんな線で進めていきたいと思ひます。

○中井委員　今亀山さんから非常によい御質問があつて、門司さんからも意見の開陳がありました。私は実は体験者の一人でありますので、もう少し念を押しておきたいと思ひます。私は非常に困つたことがあります。率直に申しますと、こういうことなんでこ

さいいます。昭和二十二、三年ころまでは、財務局はその当時やっております。市町村の方にも——これは実は大臣にも罪がある。たとえば三千万円の起債が実際にほしいと思えば、五千万円出さぬことには三千万円という査定がございだろう、おれのところは六千万円出すのだというふうなことがこころ、二年始まりましたので、はっきり言へば、大蔵省側からそのあげ足をとられたようなかっこうで、これは調べなければいかぬというので、ああいうものが置かれて、そして前からありました、国有財産だとかあるいは金融機関の關係でありましたのを自治体によ

でこれを及ぼす、そうなりますと、最初一、二年はおとなしかったのです、そのうち府県が非常に困って参りました。最初は市町村が困っており、府県が困ってきた。そこで一例を申し上げれば、関西の府県の間で財務局の取り合いが始まる、そういうふうな状態、奈良県は大阪に行かなければならぬ、京都府は非常に赤字だから大阪より、少し多く、また兵庫もどうかというようになります。そうなりますと今度は逆にその結果、市町村が非常に困った。と申しますのは、市町村にいたしますと書類を出します際には府県を経由して出します。そうなりますと府県がお互いに自分の赤字をどうこうするといふのを頭を悩ましてから、自分の県のことにつきましても大いに財務局と折衝をいたします。自分の管内の市町村については、自分の県がかわいいため、財務局の言うままになる。その辺のところは一つ妥協して、おれの県のことだけは一つ頼む、こういうような次第で、そうして末端の市町村になりますと、おそろく書類を十通も二十通も作りまして説明に飛び歩かねばならぬ。そのうちに調査に行くといふふうなことが始まる。まことに最近の情勢におきましては非常に錯綜したところになっております。私は三年ほど前のこの地方行政委員会での意見を述べまして、財務局みたいなものは廃止してしまえと、朝こういうところで質問いたしましたら、夜私の宿舎に財務局から十通ばかり絶対反対という電報が来ておりました。なかなかどうも何と申しますか、執拗なことでありま

す。そこで私は筋をいたしましては、財務局もこれは必要でありましよう。ありましようが、そのうちから府県市町村の起債部分だけはこれは取ってしまひ。写しでも送って、監査はあとでけつこうでございませう。けつこうでございませうが、事前にそこまで干渉されましては仕事になりませう。これが市町村や府県のいわゆる間接費といひますか、旅費だとか折衝費だとか、そういうものが非常にたくさん要するようになりまして大きな原因であらうと思ひます。そうしてそういうことをやりますために、私はさらに言いたいことは非常に正確な、正しい裁定がなされたかといふことが問題なのです。それがなされておるならば問題はないのであります。結果は非常に錯綜しておりますから、その間を上手に縫っていった男とか、あるいはまたそんなことをやめて、東京でガンと一発大野伴陸氏に頼んだところがあつたさうなところというふうなばかばかしいことが、今度はあまり錯綜し過ぎたので、逆に縦の線がずつときちやうつたといふふうなことになる。結果として見れば公平どころか、まことに不公平になつてしまつた。一年たつてみれば隣の市はおれは六千万円の水道を一挙にもらつてやつたのだ、だれに頼んだか、あれはあの人に頼んだのだといふふうなこと、一体何のために機構を作つたのかわけがわからぬ。この点、私が今申し上げたのは事実です。これは例を出せと言ふなら私は幾らでも出します。そういう意味において、ぜひともやはり自治体の内容について、すいも甘いもかみ分けておる自治庁が、これはすらすらと東京まで押えて、そ

して大蔵省は金額の全体においてやる。私は、これは自慢話ではありませんが、そういうことを感知しました。か、私個人がやつておりましたときには絶対大蔵省関係に行きませんでした。ずいぶん損しています。今も私は大蔵省を起債の関係でございませう。ありません。そのようになつたことはい、自治庁を通じてあくまでやるべきであるといふ考え方で来ておりますが、非常に不愉快です。このことはもう自治庁を担当する大臣とされまして、おそろく大蔵大臣あるいは首脳部の人はそういうことは御存じなくて、逆にいや自治庁にまかせておけばこういふことがあります。ああいうことがありますといふような告げ口を、そのまゝ信じておられるのではないかと思ひますが、これはよくお調べになつて、亀山さんのお話じゃないが、早急に解決を見出していただきたい、かように思ひます。

○太田国務大臣 お言葉、またことに経験から割り出されたお話を傾聴いたしました。私も昔大蔵省の小役人をしていたこともございまして大蔵省のことも気にしておるのですが、やはり大筋は、金融をつかさどる大蔵省が自治体的な面にまで入ることに問題があるので、あるいは私ども自治体を取り扱う自治庁として行き届かぬ面があるかもしれない、その面に直接当りますして大蔵省とも交渉したい、また根本的な問題も解決したい、かように考えております。

○大矢委員長 五島君。

○五島委員 それでは川村さんがきのうの質問に就いてやられるだらうと思

うのですが、その前に一点について質問をしておきたいと思ひます。

先日長官に地方公務員の給与の問題について答弁を求めたわけですが、そのときは閣議の決定の線に沿つて——公務員にも賃上げはないといふ方針が決定した、従つて自分もその線に従つて地方公務員に対する賃上げといふものはやらないといふことにしているんだ、しかし公務員にこれが実施される場合は地方公務員はますます賃上げにならないように、そうしてあくまで均衡をとつた立場において考慮するといふことを了解してもらいたいといふふうに長官は説明されたわけでありませう。ただいま子扱いとか、均衡を欠かないように考えるところの長官の気持そのものは了解できるわけですが、やはり地方公務員の生活といふ面からは、十分考慮してもらわなければならぬと思ひます。ところがその均衡を欠かない、またますます子扱いにしないといふような長官の言葉から類推しても、地方の団体が、あるいは地方公務員が非常に均衡を欠いている向きがたふさんある。従つてこのことについて、三長官の意見を伺つて、そうして最後にその結論を求めたいと思ひます。

ただいま具体的な審議には入っておりませんが、参議院の先議によつて、ただいまわれわれの手に元来地方公務員法の一部改正法案が出ております。これによりますと、国家公務員には停年制はないわけですが、この法案によつて、地方公務員には今回停年制を実施したいといふような内容になつていくわけですが、ところが公平の原則といふことから、あるいはまた

子扱いにしないといふ長官の気持からするならば、こういふように地方公務員のみには停年制を採用するといふようなことは均衡を欠いてはいないかといふように考えるわけですが、私がこういふのは地方公務員法の審議に入るといふ意味ではなくて、この前答弁をされたあとの公平の原則と、ますます子扱いにしないといふ中からどう考へていかれるか、質問はこれにとどまるわけですが、こゝろ公平の問題について長官はどう考へられますか。

○太田国務大臣 第一点は、国家公務員と地方公務員と著しく不均衡であるかといふ問題でございませうが、私は、言葉じりをつかむ意味ではございませうが、著しく不均衡とは今考へておりません。

第二点の停年制の問題につきましても、国家公務員にこれを行わず、地方公務員だけにこゝろ制度をとつたといふことのお言葉がございました。法案の審議の場合になお詳しく申し上げることがあるかと思ひますが、国家公務員の方にはいろいろな特殊なもの、防衛庁はもちろんの、裁判官、大学教授等ありますが、実態を調べてみましたところでは、戦後において特に役員の動きなどを見ますと、地方公務員の関係とは相当違つておるようになつてございませう。もちろん公平に一緒にやるべきことではございませうが、今回その程度の非常に強い地方公務員の方に手をつけたことは、しかも長年の間の懸案としてこれをやつたらどうかといふことは、地方制度調査会にもそのことが出ておるようございまして、今回取り上げた

ような次第でございます。私といたしましては、不公平にならぬという原則のもとには、この前お話し上げたような心組みをもって當っておる次第でございます。

○五島委員　そうすると、これらの法律案を提案されたことは、国家公務員と地方公務員の著しい均衡は欠かれない、従ってやはり均衡の立場の中から提案されたとして了解してよろしいのですか。

○本田國務大臣　国家公務員関係につきましては、公務員制度調査会におきまして、今その問題を全面的に考えてる次第でございます。私の申した線に進んでおることも御了解願いたいと思ひます。

○五島委員　次に、国家公務員は今年度各省の人員から見ると、ずいぶん増加されているところがたくさんあると思ひます。防衛庁はもちろんのこと、通信関係その他のところにおいても、定員は整理の中においても逆に増加していると思ふ。ところが例年の二十九年、三十年、三十一年度の地方財政計画の方針からしても、ほとんど地方自治体の公務員は行政整理の面から減員していつている。そして、その地方財政計画の中からも行政整理を要請しているというふうな方針であるわけですね。そうすると地方公務員はつり合ひにおいてこれが考えられているのかどうか、この均衡の問題について質問したい。

○本田國務大臣　国家事務なり地方事務を取り扱う上におきまして、あるいは防衛関係などにつきましては必要ものを増したという事実もございまして、同時に地方におきまして、教育

関係などはむしろ減るよりもふえた数字になつておるかと思つております。それぞれの立場から出たそれぞれの需要に應ずる制度を進めているわけでございます。地方を特別扱いしようという意味でやつてゐるのではありません。なお詳しいことを次長から御説明申し上げたい。

○鈴木(俊)政府委員　大臣の御答弁で大体もうつけ加へることはないかと思ひますが、今の小学校、中学校の児童、生徒の増加に伴ひする増員は、本年度七千九百人を財政計画の上では考へておるわけでございます。従ひまして、必要な方面には必要な職員は増さなければならぬわけでございます。反面、財政再建の見地から、それぞれの地方団体において、特に同じような規模なり構成の地方団体において、他の地方団体より著しく職員が多いうようなところは、それを現実的に再建計画の上で削減をするという考へをやつておるかと思ひます。

○五島委員　今教職員の問題が出ましたが、結局一〇〇程度は退職を要請していく、また再建促進の問題について六十億円の退職債務を設定していく、そして、がんにがらめのうちにだんだん地方公務員が退職せざるを得ないような雰囲気を作つていくことが、公平の原則に合致しているかどうか。私は、さいせんから公平の原則とかま子扱いをというふうなことを言つてゐるわけですが、これは何も長官の言葉じりをつかまえて、こゝういふ表現をするのではないわけですね。質問はその次にあるわけですから、これは公平の原則に合致しているかどうかというこゝについて、もう一度伺ひたい。

○鈴木(俊)政府委員　中央地方を通じて、たとえば職員の問題とかあるいは給与の取扱ひの問題とか、その他財政上のいろいろな問題等については、ことに職員の問題については、公平を失ひないようというものが根本原則でございます。しかし、地方に独自の問題については、地方独自の解決をはかるというものはあつたかと思ひます。一切右へならぬ方式というわけには参らぬと思ひます。もう一つお尋ねの意味もさういふ一般原則としての意味だと思ひます。原則としては、おつしやる通りと考へております。

○五島委員　一般原則としては私の言通り公平の原則をもつて対処するといふ考へであるわけですね。これは了解しました。次に、今年の九月をもちまして町村合併促進法が時限立法によつて解消し、新しい法律として新市町村建設促進法が出るわけですね。ところが、この合併町村が合併された地域は、地方議会の選挙の地域等々についてはそれが吸収されていく、そして逐年地方議会が定員が減少され、あるいは自発的に減少していつておるわけですね。選挙法の改正をこの地方行政で論ずるといふことは、ちよつとどうかと思ひますけれども、これは選挙法そのものを論じようとは思ひません。これは公平の原則を欠いてゐる向きがあるのではないかと。従つて冒頭に公平の原則というこゝを出したこゝについて関連して聞きたいのは、ただいま問題となつておるまゝのところの国会議員の定数の増加と、そして地方議会の議員の定数の減少、国では多

く地方では少くというふうなことが、果して公平の原則に合致するかどうかが、非常にばく然たる質問ですけれども、この点について長官の考へ方を聞いておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員　中央の国会議員、地方の議会の議員、この二つの間で、一方は今回の改正においては衆議院議員の数を増し、地方は議員の削減をやる、こゝういふことは矛盾しているのじゃないかという意味のお尋ねのようでございますが、これは過去の沿革を考へてみますと、戦後におきましては貴族院が参議院に変わりました。大體従来四百人くらいが貴族院の定員でございましたが、参議院はそれがたしか二百五十人に今日なつておるわけでありまして、百五十人程度の議員の削減があるわけでありまして、衆議院におきましては四百六十六人が四百六十七人といふことで、ほとんど変動がないといつていいと思ひます。要するに両院を通じて国会議員の数がどうなつたかと申せば、百五十人は減つておるわけでございます。それから地方の方はどうであるかと申しますと、都道府県の議会の議員につきましては、これは戦後の改革におきまして、最低三十人といふのを最低四十人にいたしました。これは一番下の基礎数を十人ふやしておるのでござい

ます。それから市町村につきましても、議員の定数の基準を若干緩和いたしました。これも若干ふえておるのでござい

ます。そういうわけで戦後の改革において、地方議会の議員の数がふえ、国の方はむしろ――むしろいいますか、相当減つておるわけでございます。

○五島委員　説明はわかりました。従つて国と地方の公平の原則は、普遍的にはさういふ子いじめとか何とかいふようなことは考えられないといふことですね。それは了解しました。

次に地方団体の予算の編成あるいは議案の提出というふうな場合、地方団体の長が議案に議案を提出する際、予算を伴ふところの議案を議会には提出できないといふことが、財政法の三条の二項にあるわけですね。そして地方自治団体の長の議案の提出を制限し

ます。そういう沿革が一つの前提としてあるわけでございますが、今回政府が考へました小選挙区案におきましては、御指摘のように三十人衆議院議員の数がふえてゐるわけでございます。

これは衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用する、なかならず一人区制を原則とする小選挙区制を採用するといふことで、大正八年の際におきましては八十七人でございましたか、相当にふえてゐるわけでございますが、やはり小選挙区制という制度を採用する際には、区割りその他の関係からある程度の増員ということが不可避のようでございます。ことに都市部分はふえますけれども、農村部分は、人口が単純比例で参りますと減つて参りますので、やはり両者の権衡というふうな点から、減る方は現状を保障するといふような考へ方に立ちますと、どうしてもある程度ふえざるを得ない。こゝういふようなことで、今回政府は選挙制度の改正の根本趣旨からいつて、三十人程度の増員はやむを得ない。こゝに選挙制度調査会の答申もあるものでございまして、それをそのままとつたような次第でございます。

○五島委員　説明はわかりました。従つて国と地方の公平の原則は、普遍的にはさういふ子いじめとか何とかいふようなことは考えられないといふことですね。それは了解しました。

次に地方団体の予算の編成あるいは議案の提出というふうな場合、地方団体の長が議案に議案を提出する際、予算を伴ふところの議案を議会には提出できないといふことが、財政法の三条の二項にあるわけですね。そして地方自治団体の長の議案の提出を制限し

ます。そういう沿革が一つの前提としてあるわけでございますが、今回政府が考へました小選挙区案におきましては、御指摘のように三十人衆議院議員の数がふえてゐるわけでございます。

ているわけでは、ところが政府は予算の歳入の明確に伴わないような法案も出す。こういうふうに一方では制限をしながら、政府はそういうようなことも超越している。たとえばこの国会でこの間衆議院を通過させたところの消防団員等公務災害補償責任共済基金法案というよりなのは、これは明らかに予算の歳入の伴わない法案であった。そういうようなことは、一体公平の原則に合致するかどうかという問題を、非常に執拗だと思われるだらうけれども、公平の原則に關連してここで聞いておきたい。

○鈴木(後)政府委員 予算を伴う議案、地方で参りますと条例案、国では法律案ということでありましようが、

そういうものは、地方の場合におきましては、これを提案してはいけないというより特殊な制限はございませう。現在の地方自治法におきましては、ないわけでは、たしかそういう議論を出した場合には、国会法には内閣の意見を聞かなければいかぬというところが書いてあつたと思ひますが、現行地方自治法には、そういう点は書いてないのをごさいます。今回の地方自治法の改正案の中には、予算の修正等の場合には、特に一般の修正よりも若干議員数を増すということをしていまして、それが、その程度のことを今改革案として考へていく程度でございまして、特別に御指摘のような公平の原則から申しまして、予算を伴います地方の条例案、あるいは国の法律案というものの取扱ひの上におきまして、現行制度上は私どもも大きな違ひはない、今申し上げました程度の違ひであつて、本

質的な違ひはない、こういうふうに考へていくわけでは、おつしやる公平原則にそつ食い違ひないだらう、こういうふうに考へます。

○五島委員 それでは、これまた国と地方との公平の原則は欠かないだらうということになるわけですね。

そこで地方公務員の昇給昇格の問題についてですが、現在は昇給昇格が実施されてない。ストップされていふ。ところが国家公務員は昇給昇格が実施されているということ。すると、この問題について公平の原則の立場の中からどういふことになりま

すか。

○鈴木(後)政府委員 公務員の昇給の取扱ひの問題でございしますが、これはやはり予算というものの一般制度の建前から申しまして、地方におきましても予算の基礎の上において、国におきましては、その給与の昇給を考へなければならぬと思ひます。その点は対等算との關係におきましては、何ら差別はないものだらうと思ひます。

○中井委員 ちょっと關連して。今五島さんから昇給昇格の話がありました。が、これに關連して公平とか不公平とかいふ話もありましようが、これはどうですか。ことしの財政計画におきましては、去年から比べまして非常に経費的なものが十分入つてある、特に昇給の原資としましては、国家公務員並みに四〇%これを見た、こういうこととでありました。私どもは財政計画の審議に際しましては、それはまことにけつこつなことであるといふことであるが、具体的に資料や方々からの陳情書を見ますと、現実は各府県、

市町村において昇給昇格をやつておらぬところが非常にたくさんあるように私どもは聞いておるのであります。

そこでこれはあとで大臣に總括的に答へをいただきたいと思ひますが、まず第一に、現在全国の市町村の方ではよろしいですが、都道府県で昇給昇格ストップだとか、延期だとか、あるいは定期昇給はするけれども、三ヶ月は一つ県に寄つておるとか、いろいろな手を打つておるところがあるやうですが、そういう県はどのくらいあるか、内容等についてちよつと詳細な説明をお願いしたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 給与の關係、なにかんずく昇給の問題でございしますが、これは御指摘のように、三十年度におきましては、年度の後半におきまして特に交付税を増額するといふような措置が行われまして、後半におきまして若干改善されたと思ひますが、それが、なお相当苦しい年であつたやうでありまして、御指摘のように、都道府県の職員の中に、昇給につきまして最低限として定めておられます昇給期間を、たとえば三ヶ月延ばしますとか、六ヶ月延ばしますとかいふやうな例があつたやうなものであります。その数は大体去年の十一月ごろの調べでたしか三〇県程度ではなかつたかと記憶いたしておりますが、年度末までにそれをさらに調整をして、ある程度改善されておるのじやないかと思つております。今年度の問題としては、御承知のように、財政計画の中では、従来昇給財源が二・五%でございしたものを、四%にふやしてあるわけでございますが、これは財政計画上の一般給与の単価に基いての計算でございま

す。それを基礎にして地方に交付税を配分いたすわけではあります。団体によりましては、その財政計画上の単価になつておるところもあるわけでございます。もちろんそういうところでも、職員数が少なければ、その昇給財源で十分にまかなつていけるわけでありませんが、職員数も多く、また給与単価も高いといふような場合におきましては、現状の職員に対して四%の給与引き上げをするといふだけの財源は、交付税の財政需要の算定基礎だけではまかない切れない。そうすると、そういうところでは他の経費からやりくりをしなればそれができない、こういうことになるわけでは、必ずしもすべ

る。この点は再建団体にございまして、再建のたために、人件費、物件費全体を通じてはならぬといふような点もございする。この点若干昇給規定の取扱ひの違つておるところがあるやうかと思ひますが、これは私どももいたしましては、遺憾ながらまことにやむを得ない結果である、こういうふうに考へております。

○中井委員 今、やむを得ないといふやうな話であるが、先ほどもちよつと漏らされた数字を見ても、昇給、昇格できない府県が、去年の何月ですかに三〇県だといふ。それは全国の府県の七割であります。ほとんど昇給、昇格にひつかつておる。この最近の正確な数字をちよつと読み上げて下さ

○後藤政府委員 今次長が申し上げました三〇県といふものをもう一度申し上げますが、四月、七月、十月の三回の昇給の調べがございしますので、それを見ますと、四月昇給は、やらないところ

が十県、一部実施のところが一県、それから七月昇給は、やしませんところが十六県、一部のとところが四県、それから十月昇給は、やしませんところが三十一県、一部実施のところが一県でございします。そういうことになつております。このやらない県が、十月の調査のときには、四月からやらない県が五、六県ありましたが、しかしこれは年度の終りに、財源を見つけて、ある程度の処置をしたやうに聞いております。

○中井委員 今伺いますと、やはり相当たくさんな数字だと私は思ふので、十県、二県、十六県、四県、三十一県、二県、これは競合しているところもありましようけれども、合計しますと、六十県くらいになつて、とにかくほとんどの府県が昇給、昇格について去年はおどおどいたしておる。こういうことになれば、財政計画といふものと現実の府県の昇給昇格といふものは全然マッチしておらぬ、こういうことになりま。私は、実は一昨日でありましたか、交付税率の問題で少しお尋ねして、まだ途中でありましたが、こ

しはせめてこれが最低の線でありま。これは私は見方はいろいろあろうと思ひますが、勤労者として、自分の権利だと思ひ。まじめに働いて、一年一回の昇給、半年一回の昇給といふものは当然の権利であつて、そこまで各府県で困つておるのに、財政計画では四%上げて、そしてこつしは非常

います。その間に相当な幅があるのでございますが、昇給昇格は、そういう勤めておられる方たちの正当な権利だと思ふのですが、その点についてどうお考えになりますか。そんなものは権利じゃない、とにかく財政上やむを得ないというならはつておけ、こういうお考えでありますか。この点を一つはつきりとしてもらいたい。権利であるけれども、まあとにかくもうしばらくくしんぼりしてもらいたいと言ふのか、その辺のことをはつきりしてもらいたいと思ふ。

○鈴木(俊)政府委員 これは現行制度の建前におきましては、地方公務員法といたしましては昇給の基準は、すべて条例に譲っておるわけでございます。条例がどういふふうにかいておるかというところに従うことになると思ふのであります。

○中井委員 そうなりますと、条例で決定しておれば、やっぱりその通り要求するのが私は当然の権利だ、かように解釈したいと思ふのですが、それでいいでしょうか。

○鈴木(俊)政府委員 国家公務員法の場合には、御案内のように昇給するためには必要な最低の期間、要するに六カ月以上たなければ昇給してはいけないう、こういう建前で書いてあるわけでございますから、法律論といたしましては、その六カ月が九カ月になる、あるいは全体の職員のうちの七割とか八割の者がだけ昇給していく、こういうふうなことも言えるのだらうと思ふのでございますが、従来の実際の慣例がどうであったかと申しますと、大体におきまして、人事院規則等で長期欠勤者でございまして、業績の特に悪い

者とかいう定められた以外の者は、その最低の期間で昇給されてきておるといふのが従来の大体の実例のようでございます。

○中井委員 従いまして条例によつてそういう定めがありますならば、これは今お話がありましたように、長期欠勤をするとかあるいは事務上の非常な怠慢があるとかいうこと以外は昇給するというのは、これはもうはつきりした事実であらうと思ふのです。ところが今自治体はそれさえよくできぬところ、追いつかぬところというふうなことであります。これについて冒頭申し上げたように、どうしてこういうふうなギャップが出てきたかというところについて、三十一年度の財政計画において、私どもは実際この点は政府もよく考えてくれたと思つておつたのですが、現実それからはるかに離れたものであるということになれば、非常な問題でありますので、三十一年度においてはどうか、これは自治庁の見解としてどういふ状態は三十一年度だけであつて、三十一年度の終りまでには全部片がつくはずであるというふうなお見込みであるのかどうか、その辺のところを事務当局の見解を一つはつきりとしたら私はお尋ねをいたしておきたい。もとよりそれは一般論でありますから、あるいは再建団体その他にも関連はありますやうが、しかし私は再建団体の計画、自治庁の御承認にならうとしておられる計画においてさえ、そういう団体は昇給、昇格はストップである、そんな決定はなからうと思ふのでございまして、もとよりそういうことは平常に行われるものというところにおける計画であらう

し、それであつて自治庁は承認されたのであらうと思ふのであります。勤労者にとつて何年勤めても給料が上らないなどというところは、今の世界の常識において考えられないことであるから、再建団体といへども、そういう点につきましては、人員をふやすというよりなことはやめる、あるいは自然退職の補充を二分の一度程度に抑えておくというふうないろいろな御苦勞の跡はあらうけれども、昇給昇格をとめるといふふうな再建団体はなからうと思ふのであります。従いましてそういう面につきまして、この際はつきりと一つ御答弁が願いたいと存するのであります。

○鈴木(俊)政府委員 地方団体の公務員の昇給につきましては、先ほど申し上げましたような法律上の原則になつておるわけでございます。その原則が原則的に各地方団体において行われることが、私どもも期待するところであります、それが望ましいと考えておるのであります。

それから第二点の問題は、要するに財政再建団体において再建計画を作る場合に、昇給ができないような再建計画を作つておられるのかという御心配でございますが、これは再建計画の作り方は自主的に作つておられますから、若干団体においてニュアンスの違いはございますけれども、自治庁においてこれを認める場合には、給与費の総額を一定の限度において押えるというふうな形をとつておられるところもあつたり、あるいは若干これをふやしておるというふうなところもございまして、かゝり押えるようにならうにいたしておりますところでも、これはやはり

全体の給与費をそういうふうには押えるという意味であつて、個々の職員に対する昇給を押えるという意味では必ずしもないのであります。職員数が多いということ、給与水準が高いというふうなことが、人件費を合理化いたします場合の一つの目的になるわけでございますが、御指摘のように過去におきまして一般の昇給の原則で申しますならば、一引上げ上ぐべきところを二引上げ上ぐたというふうな事例のところがあるわけでございます。そういうふうなところではその団体の自主的な措置として、そういう特別に高く引き上げられた点を調整していく。あるいは職員の数が増え、規模、性格の団体に比べてみて、非常に多いといふところでは、それを今御指摘がございましたような欠員不補充とかいふふうな主義によりまして、職員の増減をはかる、こういうふうなことによつて浮いて参ります給与費の一部を昇給の方に回すということ、再建期間中昇給をしないとか、長期にわたつて昇給は全然やらないというふうなことは、私どももいたしまして認めていたものであります。やはりそこに合理的な基礎に立つた昇給のことも考へて、再建計画を承認しよう、こういう考え方をとつております。

○中井委員 当然の御答弁でありまして、昇給昇格をやらぬといふふうなことは考えられないのであります。それは政府としても当然考へておられておるところでありましょう。そこでさつき冒頭にお尋ねをいたしました現在のところの姿です。今年せつかくあなたの方でいい財政計画を立てておられて、昇給率を四割といふふうにお

考へになつておるのであるから、これは必ずや全国の府県市町村に及んで行かなければならぬと思ふ。そうでないとこの財政計画は空なものでありませう。そういう意味からいって、昭和三十一年度中に、そういうところを整理されるかどうか、その辺の見通しと、今御説明があつたように、昇給昇格なんというものは再建団体にもストップする意思はないということであるならば、なおさらでございます。そういう意味においてお尋ねをいたしておるこの第一の私の質問に対してお答えをいただきたい。

○鈴木(俊)政府委員 本年度の給与の実施状況のもとにおいて、昇給の結果がどういふことになるかということについてのお尋ねでございますが、これは先ほど来申し上げたように、私どももいたしましては今回の地方財政計画においては、給与上問題でございまして、この人件費の財政需要の見方については、昨年度に比べて格段の改善を加えたつもりでおるわけでございます。これが基礎になつて各地方団体におきまして予算の編成が行われておるわけでございますから、私どももいたしましては、各地方団体において合理的な基礎に立つた昇給の実施が行われるのではないかといふふうに期待をいたしておるのであります。これが現実に行われるものであるといふふうに私どもは考へております。

○中井委員 それは三十一年度中に片がつく見通しであるかどうかというところを、私は伺つておるのです。

○鈴木(俊)政府委員 人件費につきましては、例外的な団体のことについて御言及になつたものといはしますすれ

ば、これは過去において給与政策が必ずしも適当でないようなところがございます。また、それを一挙に調整するといふことは困難でございます。やはり逐次これを調整していくという事のほかに、かと思ひます。しかしねらいはやはり合理的な基礎に立つたものであるだけ早い機会に持つていく、こういうことであらうと思ひます。

○中井委員 あなたは全般論としましては調整があるからといふことを言われますが、しかし個々の公務員にとりましては去年入った、一昨年入ったというふうな人たちにしましては、まことにどうもこれは迷惑千万な話で、過去にその団体が一律二万俵を上げたといふことの犠牲のために、入つて二年も三年も昇給しないといふことになると、まことにおかしいことで、大体御案内の通り、国家公務員や地方公務員につきましては、能率が上らないとか、サービスの心が欠けておるとか、どうもたばこばかり吸つて一向窓口事務はいけないとか、いろんな話があるのですが、その奥にはやはりこういうふうな大きな原因があるように思ひます。こういうものをとつて行きますんことには、給与は、他の一般の産業なんかには比べまして、国家公務員、地方公務員は今でも依然として低いのであります。特に町村に至りましては、まことに低いといふことが、去年の十月のあの調査でわかつたのであります。が、そういう点から考えまして、私はこういうことにおいて、どうも今言われましかねるのではありません。昭和三十一年度中に何とかするかしらない

か。その点をばつきりと、もう一度お答えが願ひたいと思ひます。せつかくあなたの方でいい財政計画を立ててなつて、そして実際はどうかかわからぬといふふうなことは、私も審議を進める上にも非常に困るのであります。この点についてさらに明快な御答弁をいただきますこと、さらに先ほどの三十一年度中にいふのでございまして、あれを三十一年度の終りにおいて大体調節したであらう、といふふうなことはなくして、どういふふうな調節をされたかといふところの資料は、大臣も今御存じではなかつたやうだ。これは明日の委員会までにぜひとも一つ資料を整えていただきたい。この二つをさらに要望しますが、どうですか。

○鈴木(俊)政府委員 財政計画におきましては、先ほど来申し上げましたように、本年度の昇給原資につきましても、私どもは十分考えたつもりでおるわけでございます。そしてまた各地方団体におきましては、御案内のやうに地方には人事委員会というものがあつて、やはり原則が適正に行われまふやうに給与問題を管理する、こういう責任もあるわけでありまして、また人件費につきましては、地方の市町村当局といつても、最も慎重に取り扱ふものと考えておりますので、私どももいたしましては、昇給が今年度においては昨年と相当面目を一新して、原則的に規則通りの規則と申しますのは、規則で定めておる最低限度の趣旨といふことにならうかと思ひますが、そういう原則的な昇給が国家公務員の場合と同じやうな趣旨におい

て行われるもの、これを強く期待いたします。またそれを信じておるのであります。三十一年度末におきまして、昇給の実施状況がどういふことになつておるかといふことは、まことに恐縮でございますが、明日御指摘の期限までには、ちよつと間に合ひかねるかと思ひます。整ひ次第提出したいと思ひます。

○中井委員 この点は、私ども今日まで地方行政委員の一員といたしまして、地方財政の赤字の状況をよく存じておりますから、言いたいところを実は黙つておつたのです。今のお話を伺うと、どうも皆さんのこの点に対するお考えは少々甘いのでありまして、昇給、昇格といふふうな、こういう基本的なものが動いておるが、それ以外にまだたくさんあります。たとえば宿直手当とか、時間外の勤務だとかいふふうなものは、もうここ四、五年は府県、市町村に行きまふと、ちよつとも条例通りに守られておるやうな、でたらめなんです。私どもはまああつてつむつておりましたが、しかしこういうふうな地方財政計画をお出しになつて、そしてこゝしはこの点は掃除いたしましたと、こういうふうな御説明であつて、なおかつそれによつて改められたかといふことになれば、各自治体の様子によつてわからぬといふふうなことは、ちよつとこれは私ども満足な回答とはとらうて受け取れないのであります。この点は交付税や財政法審議の上に、交付税の税率にも非常に関連を持つわけでありまして、さききの資料については、でき次第でけつこうでございますが、今の昇給、昇格について政府はどういふ見通しであるか。三十一年度中に片をつけ

るか、つけなければどういふ処置をとるかといふふうなことは、今直ちにどういふわけに行かなければ、明日の委員会にでも、大臣からはつきりと筋の通つた御答弁をお願いしたいと思ひます。

○太田国務大臣 今のお言葉に従ひまして、明日御返事申し上げます。

○加賀田委員 地方公務員の給与に關して、ちよつと関連して大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。大臣は先般來の答弁で、国家公務員がベース・アップその他をすれば、当然地方公務員がそれに見習うやうに努力する、国家公務員に準じて地方公務員の給与問題を解決すべきだといふやうな答弁があつたのですが、その性格は別といたしまして、そういう考え方で、もし大臣が指導されるとするなら、さういふから質問のあつたやうに、国家公務員ではやはり定期昇給といふものが予算の中に含まれておるが、地方公務員は實際問題として、今鈴木次長の申された中にでも、昨年度相当定期昇給をされたない地方団体がある、本年度もそういう危険は起つておる、こういうやうな不均衡を大臣としては地方団体はどう指導される意思があるか。国家公務員が定期昇給、昇格を実施するにもかかわらず、地方公務員が実施されないといふ、あるいは今後されようと思ひない団体があるといふことを聞いておりますが、その点に對して指導される意思をはつきりと御答弁願ひたい。

○太田国務大臣 お言葉のやうに進むことがけつこうでございます。もちろん各自治体の自主的にきめるべきこととでございますので、かくのごとく行くことを期待すると申し上げるのでございます。また全面的に見まして、国家公務員と地方公務員との差の出ないやうにといふ考え方のもとに、自治体が自主的にやつていく点を、さらに政府としてどう考えるかといふことを心配し、かつ三十一年度の財政計画におきまして、改善の方向にこれを進めていくといふことは、先ほど来次長が申し上げた通りでございます。

○加賀田委員 そういたしますと、大臣としては、国家公務員並みに地方公務員にも、本年度地方財政計画にも含まれておるんだから、昇給、昇格をするやうに努力し、善処するといふ意味にとつてよろしゅうございませうか。

○鈴木(俊)政府委員 先ほど来申し上げましたやうに、現在におきましては国家公務員と同じやうな基準によつて、財政需要を見ているわけでございますので、各地方団体が自主的に決定することでございますから、自治庁としてはどうせよとかあせよといふことはできないのでございまして、私どももいたしましては、この原則が行われることを強く期待し、信じておるわけでございます。

○加賀田委員 法の建前は、長官も自治庁も、地方団体に命令するといふことはできないだらうと思ひますが、しかし個々の問題においては、やはり通達等において命令に匹敵するやうなことをやつておるのではないですか。にもかかわらず、給与の問題に對して、それはできないから、ただ期待するといふ漠然としたことでなくて、国家公務員と同じやうに、給与その他の問題、労働条件の問題をやはり準じていくといふ考え方を、こゝで発表されるならば、その矛盾が起つておるとすれば、国家公務員と同じやうに定期昇給

を本年はすべきたと自治庁としては考
えていたことぐらひは、明確に
言ってもらいたいのでありすが、ど
うでしょう。

○鈴木(後)政府委員 国家公務員の昇
給に対する原則と同じような原則が、
地方においても行われますことを、
私もとしては強く期待をいたしてい
るわけでございますし、またそういう
趣旨のことは、いろいろの総務部長会
議でございますとか、主管課長会議等
におきまして、今回の財政計画の趣旨
を説明をいたし、そういうことを詳細
話をいたしておる次第でございます。

○加賀田委員 もう一点、私は定期昇
給といいますが、こういう昇給の性格
に対して、どう考えているかというこ
とを御質問いたしたいと思ひます。

いづゆるベース・アップと違つて、
外部的な影響によつて、こういう定期
昇給というものが採用されてはならな
い性格にあるのではないかと私は思ひ
のでございます。経済情勢の変更に基
いてベース・ダウン、あるいはベ
ース・アップしなければならぬ、ある
いは家庭的な事情によつてこれを左右
するとか、こういう性格のものではな
いかと私は思ひののですが、性格を長官
としてはどう考えているか、明確に
言ってもらいたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 昇給の性格がど
ういふものであるかというお尋ねでござ
います。私も先ほど申し上げたように、
地方公務員法は、昇給の基準というものを、すべ
て給与に関する条例の中に規定をする
ように定めておるわけでございますが、
従つてその性格も条例がどういふ
規定をしていふかということによつて

判断をするほかはないわけございま
すが、しかしこれは多くは国家公務員
法の昇給基準と同じようなものを定め
ていふと思ひのであります。だとい
しますと、先ほど申し上げましたよ
うに、昇給につきまして最低の期間、
六カ月たなければ、たとえ何級以
下のものは昇給をしない。要するに昇
給に必要な期間というものを定めて
おるわけでございます。その必要な
期間において大体昇給するものが従来
の例でございますが、若干その期間を、
六カ月というのを九カ月にしたとい
うようなことが、昨年度においてはあつた
わけでございます。それが法律上許さ
れるか許されないかということござ
います。これは法律論としては、先ほど
申し上げましたように、許し得ると思
ひのでございます。ただ実際の問題と
して、なるべくその給与の規則が合理
的であり得るならば、規則通りとい
いますか、最低限度の通りやること
が、国家公務員との権衡上も適當であ
る、こういうふうに考えているわけ
であります。

○加賀田委員 今鈴木次長の説明され
たのは、昇給の性格ではなくして、性
格に基いた手段だと思ひます。六カ月
とか一年とか三カ月で定期的に上げな
ければならぬ、それは性格に基いた手
段方法であつて、私の尋ねていふのは、
性格がどういふ性格のものであるか、
こうお尋ねしてゐるのであります。

○鈴木(後)政府委員 これは給与はよ
く御案内の通り、基礎的には職員が全
勤労働時間をあけて公務に従事してお
るわけでございますから、その職員及び
職員の家族が生活できるようなものを
基礎として、また年々さような生活費

というものもふえて参るといふこと
で、そこに昇給という制度を考えなけ
ればならぬ。また職務につきまして
も、当然その関係を考えていかなけれ
ばならぬのであります。そういう形の
ものでございまして、これはたとえ
ば他の事業費を削るという趣旨のもの
とは、違つたような意味の性格のもの
が相当多くある、こういうことを抽象的
に言えるかと思ひのであります。

○加賀田委員 どうも性格が明確にな
らないと思ひののですが、もちろん生計
費がだんだんと増加すること、一つ
の要素であらうと思ひます。しかし定
期昇給といふものは、私はそういうこ
とを主として決定されたものではない
だらうと思ひのであります。いづゆる
相当勤務いたしております、その勤
務に対する熟練度も高まつてくる。住
民に対するサービスの技術もよくなつ
てくる。こういうふうにしていづゆる
勤務に対する奉仕の自然的に高まつて
いくことが、一つの大きな要素ではな
いと思ひます。だから六カ月とか一年と
いうふうには、だんだんとそういうふう
に持つ勤務が技術的にも向上すると
いうことが、定期昇給という大きな要
素ではないかと思ひののです。従つて私
はそういう問題が、外部的な経済事情に
基いて定期昇給がストップする性格の
ものではないだらうと思ひののです。特
に民間企業と異なつて、民間企業は御
存じのように利潤を追求いたしてあり
ますから、利潤の増減に基いていろいろ
な問題がさらに考えられると思ひいま
すが、地方公務員並びに国家公務員の
おる公共の団体は利潤追求ではないわ
けです。だからやはり定期昇給という
ものは、いかなる状態においても、こ

れはやらなければならぬ義務がある
のじやないかと思ひます。それにもか
かわらず、いづゆる地方団体が赤字だ
とかいふような外部的な情勢に基い
て、定期昇給がストップしたり、ある
いは廃止したりするといふことは、
定期昇給の性格から許されないのじや
ないか。そういう性格を私は考えてみ
るときには、幸いに国家公務員も今
度定期昇給の財源を得ているからに
は、地方公務員においても、従来行
なつてきた定期昇給のストップをカ
バーすると同時に、三十一年度は国家
公務員並みに定期昇給をすべき問題だ
と思ひののです。こういう意味で、六カ
月のものを三カ月にするといふような
そういう技術的なものでなく、これは
性格的にベース・アップとは異なつた
性格を持つておるのだから、ぜひとも
長官としてもこれに善処してもらいた
いと思ひます。

それからもう一つ長官にお尋ねいた
したいのは、長官は国家公務員との均
衡、国家公務員に準じてという考え方
を持つておられますけれども、国家公
務員は団体交渉権あるいは罷免権とい
うものをとられてしまつておる。しか
もそのために人事院といふものが作ら
れて、人事院は独立の機関となつてお
りますけれども、政府の圧力に屈服し
て、実際は独立の価値はない。今度の
三公社、五現業の問題のときに、これ
を支給するならば、国家公務員にも当
然支給すべきだといふことを、人事院
が内閣に言つておるといふことを聞い
ておりますが、それすらも無視されて
おります。国家公務員はほんとうに手
も足も奪われて、だるまのような形に
なつておる。こういう労働者の基本的

人権を全く奪われておる国家公務員に
準じて、地方公務員が勤務状態あるい
は給与等を決定されるということにな
れば、これはゆゆしき問題だと思ひ。
少くとも地方公務員は罷免権を持つて
いなくとも、団交権を持つておる。当
局に対して団体交渉を行つて、給与
その他の勤務条件を改善するだけの力
を持つておる。またそれが与えられて
おる。にもかかわらず、長官はそれら
の労働の基本権を奪われておる国家公
務員に準ずるといふ思想、これは全然
間違つておるのじやないかと思ひ。逆
に地方公務員の勤務条件その他給与条
件に国家公務員が準すべきが、私は正
しい見方だと思ひののです。これは全く
本末転倒の考え方に基いて、地方公務
員の給与を指導されておつては、いつ
までたつても地方公務員といふものは
浮かばれないと思ひ。一体そういう形
で指導されるとするならば、地方公務
員の持つておる団体交渉権といふもの
は、実質的にどう発動するのである
か、それはただ形式だけになつてしま
うのじやないか。その点太田長官とし
てはどう考えておられるか、明確にし
てもらいたい。

○鈴木(後)政府委員 地方公務員法
上、御指摘のように、地方公務員につ
きましては、当局と交渉をするといふ
言葉を使つて、話し合ひの権利を認め
ておるわけでございます。従いまして
今の昇給の問題などにつきましても、
これは現実には当局との話し合ひにお
いて解決されることと思ひののでありま
す。私もこれは国家公務員につきま
して行われますところの給与上の各種の
原則というものが、地方公務員につきま
しても、少くとも国が直接行います

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十五号 昭和三十一年四月十二日

ところの財政計画の面におきましては、これを必ずやらなければいかぬ、

かを明確にしていただきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 本年度におきましては、先ほど申し上げましたように財政計画におきまして基礎を定め、それを地方交付税の算定の基礎に取り入れておるわけでございまして、給与関係の経費につきましまして、それによって各地方団体もこれをまかなつていく、こゝういふ建前になつてゐるわけでありませう。そこで今お話のごとく、教育公務員についての財源というものは、他の一般公務員に對しますものと同じように、各地方団体の予算の上に地方財政計画を反映してあるわけでございますから、特にこのために特別の予算的措置を講ずるというやうなことは、政府としてはたゞいまのところできないと思ひます。

○加賀田委員 大臣にお尋ねいたしましたのですが、閣議の決定に基いて、いわゆる公社、現業員には業績手当を出した。この業績手当に對してはいろいろ將來のベース・アップの財源だとか何とかいふことがありますが、これども、このことは当委員会において論議する必要がないと思ひますが、そのいふ状態の中で、国家公務員にはこれに準じたものを支給しない、こゝう決定されたことは聞かぬのです。そこでお尋ねいたしたいのは、国家公務員は御存じのように民間の給与、生計費その他を勘案して給与を決定することになつておられます。それから地方公務員は国または地方団体の他の職員の給与、民間産業の給与、生計費、この三つを大體の要素として給与を決定することになつておるわけなんですが、この三公社五現業は民間であるのか、あるいは

国または地方公共団体の職員という形になるのか、それともこの両方のいずれにも属さない人として見られるのか、その点どうお考えか、一ぺん聞い

ておきたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 公社の場合におきましては経済性が非常に強く加わつてきておりますが、同時にまた公社である限り、これは公共性を持った団体であるわけでありませう。それから五現業は、これはもちろん本来的な国家公務員でございますが、ただその取り扱う仕事は経済性を持つておる、特別会計でまかなわれておるやうな点において、本来的な公共性に経済性が加味されておる仕組みになつておるわけでありませう。そのやうに私ども考えております。

○大矢委員長 加賀田君に申し上げますが、今大臣が緊急閣議が開かれておつて、どうしても出席しなければならぬといふので、それはまだ徹底されておらないから質問がもつと継続してあると思ひますが、きょうはこの程度にしたいと思ひますが、いかがですか。

○加賀田委員 だんだん明確になりましたが、そういたしますと、地方公共団体が労働組合といふゆる団体交渉を行なつて昇給、昇格の問題が決定される、それが条例で制定されて実施される、こゝういふ段階になつたら、長官としてはそれに対して援助する用意を持つてゐるかどうか。特に教育職員に對する半額国庫負担という問題もありますから、それらの問題に對して、地方団体が独自に交渉を行なつて、それを組合の要求に従つて定期昇給その他を行なつた場合は、長官としてそれに善処して協力する用意があるかどうか

○加賀田委員 では、そのやうなことで私の質問は保留いたします。

○大矢委員長 それでは午前の會議はこの程度にいたしまして、休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕